

平成31年度 総合教育会議で協議・調整を進める事項について（案）

1 基本的な考え方

- (1) 取組みの推進のため、特に協議すべき事項について、協議・調整を行うこととする。
- (2) 協議・調整を行わない事項についても、引き続き、進捗管理を行う。
- (3) 新たに「新規に協議・調整を進める事項（案）」に記載の項目について、協議・調整を進めることとする。

2 協議・調整等を進めている9項目

- (1) 総合教育会議で協議・調整を行うもの
 - ア 地域社会全体で子どもの成長を支える仕組みの整備 【第1回】

平成32年度の千葉市版学校運営協議会（コミュニティ・スクール）のモデル設置に向けて、学校・地域連携のあり方について協議・調整を行う。
 - イ 子どもの貧困対策の推進について～生活習慣向上の観点から～ 【第1回】

生活習慣の向上と学力の向上について、子どもナビゲーターとの連携も踏まえながら協議・調整を行う。なお、生活習慣と関連があることから、子どもの受動喫煙防止についても協議・調整を行う。
 - ウ 地域経済・地域産業を支える人材の育成・確保【第2回】

域内産業等を含め適切に人材供給を行っていけるよう、「経済」「教育」分野での一層の連携によるキャリア教育の取組みについて協議・調整を行う。
 - エ 千葉県立泉高等学校との連携による高校生への支援モデル事業の推進について 【第2回】

モデル事業の成果・課題を検証し、今後の県立高校との連携のあり方について協議・調整を行う。
- (2) その他の項目については、事務部門で検討を進め、総合教育会議で進捗等の管理を行う

3 新規に協議・調整を進める事項

- (1) 地域との連携、協働等を見据えた学校施設の有効活用について 【第2回】

児童生徒数が減少傾向にあることを踏まえながら、児童生徒の学習環境・生活環境や施設の効率性向上などの観点から、地域とともにある学校施設づくりを進めていくための協議・調整を行う。